

# アトリエ・ニケ 子ども造形デザイン絵画教室 会員規約

2021年1月1日制定 2022年8月1日第17条改正

- 第1条 第1項、アトリエ・ニケ子ども造形デザイン絵画教室は会員制であり、  
当教室から会員資格を与えられた会員のみがサービスの提供を受けられます。  
第2項、入会希望者は申込用紙に必要事項を記入・提出の上、会員資格を取得します。
- 第2条 当教室と会員の契約は1ヶ月単位とし、受講料の振替(支払)をもって締結となります。  
次回振替までに退会の申請がない場合は継続的に契約を延長するものとします。
- 第3条 第1項、当教室と会員の契約は当教室に締結の主導と自由があり、当教室が会員として不適切と判断した場合は、  
当該会員の同意がなくともその資格を停止し、契約終了をもって退会処分とします。  
第2項、会員からの契約終了は、終了当該月の前月5日までに申請をします。  
第3項、当教室からの契約終了は、終了当該月の5日までに会員に通告します。
- 第4条 第1項、申込書記載の、入会申込書類及び初期費用は決められた期日までにアトリエ・ニケに提出します。  
第2項、いかなる理由においても、一度入金した申込金・受講料等は返却いたしません。(当事務局の誤りを除く)
- 第5条 アトリエ・ニケ指定の預金口座振替依頼書に必要事項を記入・捺印し、指定の期日までに提出・郵送いたします。
- 第6条 上記預金口座振替依頼書に記載した口座より受講料金を前月27日(土日祝は翌平日)払いで支払います。
- 第7条 毎月27日(土日祝は前後します)の引き落としが確認できない場合は、翌月の引き落としに加算し請求されます。
- 第8条 アトリエ・ニケ教室時間内での、私物消耗画材購入代金は、翌月以降の受講料金に加算し請求されます。  
展覧会額縁・アクリル絵の具セット等、申込書による購入については申込時前払いとします。
- 第9条 第1項、月内受講回数が0回でも休会申請等がなされていない場合、当該月謝は支払います。(申請は当該前月5日まで)  
第2項、受講料金の引き落としが2ヶ月以上確認出来ない場合は事務局の定めた月末までに退会扱いとし、退会日までの受講料金  
及び物販購入代金など引き落としが確認出来なかった費用は別途請求されます。(退会日等は事務局より事前通達が行われます)
- 第10条 休会及び退会の申請は、申請書の提出及び事前の連絡によって履行されます。  
(退会までの受講料金等の確認を事務局に必ずしてください)
- 第11条 退会後の再入会には、再入会手続費用が必要となります。(5,000円)
- 第12条 欠席回数は、退会するまで無期限で振替出席として生徒本人及び会員資格のある家族が利用できます。  
その場合、事前に振替希望クラスの空き状況確認及び予約が必要です。
- 第13条 ホームページ写真公開に際する同意書に同意した会員は、  
アトリエ・ニケホームページに作品や制作する姿等の写真が公開されます。同意書は毎年1月に更新いたします。
- 第14条 当教室の運営・授業及び、他生徒の受講・制作に、支障をきたす行為が確認された場合は警告処分とします。
- 第15条 第1項、度重なる警告処分に対し改善されない、と当教室が判断した場合は会員資格を停止し契約終了をもって退会処分とします。  
第2項、第14・15条に限らず、当教室が会員として不適切と判断した場合は会員資格を停止し契約終了をもって退会処分とします。
- 第16条 運営都合上の重要事項は会員への配布文書及びホームページ上にて告知されます。
- 第17条 レッスン回数は年間44回です。月4回レッスン、8月12月と展覧会月・展覧会前月は3回となります。  
休校日は、アトリエ・ニケ造形デザイン絵画教室が定めた年間スケジュールに基づいて実施されます。ただし、運営都合上、  
急遽休校になる場合があります。その場合は、前日までに会員一斉連絡メール及びホームページにて告知されます。
- 第18条 当教室の運営都合上、指導方針・カリキュラム・受講料金・展覧会費用等は、変更される場合があります。  
その場合、文書、会員一斉連絡メール及びホームページで告知されます。
- 第19条 車での送迎時は出来るだけ近隣のコインパーキングを利用します。  
教室前の自家用車停車は5分以内とし、隣の鹿島屋店様前及び横断歩道5m以内には停車しません。  
※道路交通法により横断歩道の前後5m以内は駐車も停車も禁止されています。
- 第20条 制作中の作品及び次回展覧会作品は、当施設内において教室が定めた所定の場所で保管します。
- 第21条 個人の画材及び道具類は、当教室内においてアトリエが定めた所定の場所で保管します。
- 第22条 共同使用画材は、授業及び他生徒の支障にならないように、丁寧に使用し清掃後整理整頓します。
- 第23条 会員規約の条約追加・修正変更は、配布文書及びホームページ上にて告知され施行されます。